
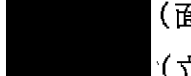

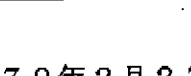



首席	企画総括	担当総括	看 査	副 看	担当官
					

乙第36号証

面接記録書

面接日時	平成29年1月29日(日) 9時16分から9時29分まで
面接場所	収容区G単独2号室
面接者	処遇部門処遇第一班 入国警備官 警備士補  立会い) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (面接者) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (立会い) 処遇部門処遇第二班 入国警備官 警守長  (立会い)
被面接者	収容区G単独2号室 トルコ人  DENIZ (男, 1979年2月27日生)
件名	平成29年1月29日に自損行為に及んだ理由について
要 旨	
当方) 深夜, 部屋の中で手首を傷つけたり, 首をつったりしたのはなぜか。	
先方) (頭を垂れ, 目をつぶったまま, 黙して語らず)	
当方) 話をしてくれないと, あなたが自損行為に及んだ理由がわからない。 不満などがあるのであれば, その理由を聞かせてもらいたい。	
先方) 死にたいから。	
当方) なぜ, 死にたいのか。	
先方) 昨年の5月に入所したときから, 勤務員に死にたいと伝えていた。	
当方) なぜ, 今日の深夜にやろうと思ったのか。	
先方) 理由はない。ずっと死にたいと思っていた。	
当方) 自損行為に及んだ方法を聞かせてもらいたい。手首を傷つけたのと, 首をつったのとではどちらが先か。	
先方) 首が痛いので, 後で話す。	
当方) 今, 話をしてもらいたい。	
先方) 夜間, 勤務員が自分の部屋を見回った後, 次の見回りが来る前に, 死	
備 考	被面接者は, 平成29年1月29日深夜, 収容区A単独1号室内において, 故意に両手首を傷つけた上, えい首したことから, 収容区G単独2号室に通常隔離したものであるが, 自損行為に及んだ理由を述べなかったことから, 事情聴取を実施したもの。

のうと思って持っていた眼鏡のレンズを取り外し、そのレンズで左手首を、次に、右手首をそれぞれ傷つけた。しかし、あまり切れなかったことから、天井にあるスプリンクラーに金具があることを見つけ、その金具にシーツを巻き付けて、死のうと思って首をつった。気が付いたら、自分が床に倒れており、床から天井を見上げたら、天井に穴が空いており、シーツを巻き付けられる鉄骨があったので、その穴からシーツを通して、鉄骨に巻き付け、自分の首にもっていき、再度、死のうと思って首をつった。

その後、気が付いたら、たくさんの勤務員が私を囲んでいた。

当方) 殴ったりして、天井を壊してはいないか。

先方) 天井を殴ったりはしていない。シーツを巻き付けただけである。

当方) 入管のルールでも決まっているが、人としても首をつる行為は絶対にしてはいけない。あなただけの問題ではない。ほかの人も悲しませることになる。自分を傷つける行為はしてはいけないことは、分かったか。

先方) 分からない。

当方) もう一度言うが、自分を傷つける行為は絶対にしてはいけない。気持ちが落ちつかないときは、勤務員を呼んでほしい。いつでも話を聞く。

以上